

**（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場
整備運営事業**

特定事業の選定について

平成16年3月16日

浜 松 市

浜松市公告第37号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業を特定事業として選定したので，第8条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

平成16年3月16日

浜松市長 北脇保之

1 事業概要

(1) 事業名称

（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設及び水泳場

(3) 公共施設等の管理者等の名称

浜松市長 北脇保之

(4) 事業方式

（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）は，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき，選定事業者が，市の所有となる本施設について整備，運営及び維持管理を一括して受託する方式とする。

本施設は，市が原始取得者となり所有する。ただし，水泳場の飲食・物販店舗の内装及び什器備品については，SPCが整備を行い事業期間中所有する。

(5) 事業期間

事業期間は，次のとおりを予定する。

- ・整備期間：平成17年6月から平成21年3月まで3年10ヶ月
- ・運営期間：平成21年4月から平成36年3月まで15年間

(6) 事業範囲

選定事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

清掃工場の設計

清掃工場の建設工事

清掃工場の運営・維持管理

水泳場の設計

水泳場の建設工事

水泳場の運営

水泳場の維持管理

2 評価の内容

(1) 評価方法

本事業を P F I 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

上記の財政負担の算定に加えて、本事業を P F I 事業として実施する場合の、定性的な評価を行った。

(2) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及び P F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件について、次の表に示す。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<p>清掃工場と水泳場の設計及び建設に係る費用（国庫補助金相当額を除く）</p> <p>清掃工場と水泳場の運営及び維持管理に係る費用</p> <p>起債の支払利息</p> <p>水泳場の運営収入（施設利用料収入，プログラム利用収入，飲食物販収入）</p> <p>売電収入</p> <p>工事監理費</p>	<p>本施設の整備に係る対価（国庫補助金相当額を除く）</p> <p>清掃工場運営サービス購入料</p> <p>水泳場運営サービス購入料</p> <p>修繕更新サービス購入料</p> <p>起債の支払利息</p> <p>工事監理費</p> <p>アドバイザー費用</p> <p>モニタリング費用</p> <p>事業者からの税込（市税）を調整</p>
共通の条件	<p>事業期間 18年10ヶ月（整備期間3年10ヶ月，運営期間15年）</p> <p>施設規模</p> <p>清掃工場：年間処理量121,000トン この他に市内他清掃工場の焼却灰を処理。</p> <p>水泳場：延床面積約16,000㎡</p> <p>割引率 4%</p> <p>インフレ率 0%</p>	
資金調達に関する事項	<p>補助金</p> <p>起債</p> <p>一般財源</p>	<p>補助金</p> <p>起債</p> <p>一般財源</p> <p>民間事業者の出資</p> <p>民間金融機関借入</p>
施設整備費に関する事項	<p>清掃工場については，事前の民間事業者へのアンケート調査の結果をもとに設定した。</p> <p>水泳場については，同種，同程度規模の類似事例の実績値をもとに設定した。</p>	<p>市が直接実施する場合に比べて，一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。</p>
維持管理費・運営費に関する事項	<p>清掃工場については，事前の民間事業者へのアンケート調査の結果をもとに設定した。</p> <p>水泳場については，同種・同程度規模の類似事例の実績値をもとに設定した。</p>	<p>市が直接実施する場合に比べて，一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。</p>

(3) 市の財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について，市が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。ここでは，市が直接実施する場合の財政負担額を 1 0 0 とする指標により比較する。

財政負担額の指標

市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
1 0 0	9 0 . 1

(4) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施することにより，以下に示すような定性面での効果を期待することができる。

施設整備と運営維持管理の効率化

清掃工場及び水泳場について，設計，施工，運営，維持管理の各業務を民間事業者に一括して性能発注することにより，民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき，より効率的かつ機能的な施設整備と運営維持管理が期待できる。

水泳場における利用者ニーズに応じたサービス内容の向上

水泳場の運営について，民間事業者が有する専門的な知識やノウハウが活用されることにより，市民の競技スポーツ活動や健康増進等に対するニーズに対応したより良質で多様なサービスが柔軟に提供される等，市民へのサービス内容の向上が期待できる。

清掃工場における公共サービス内容の向上

清掃工場の運営について，民間事業者が有する専門的な知識やノウハウが活用されることにより，環境への配慮，安全かつ安定稼動，資源循環・エネルギー利用の推進等の点でより優れた運営が，効率的に実施されることが期待できる。

リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において，リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき，事業開始前から分担を明確にすることにより，事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ，リスク発生の抑制，リスク発生時の損失拡大の抑制等の効果が見込まれる。

(5) 総合評価

本事業を P F I 事業として実施することにより，市が直接実施する場合に比べ，事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 9 . 9 % 縮減することが期待できるとともに，公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ，本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため，ここに P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。